

第1回平田村復興推進協議会議事概要

日 時	令和元年10月16日（水） 13：30～13：55
場 所	平田村役場 別棟会議室
構 成 員	株式会社商工組合中央金庫 三進金属工業株式会社 福島県 平田村
出 席 者	株式会社商工組合中央金庫 堺支店 営業第二課 課長 尾崎太洋 三進金属工業株式会社福島工場 総務部総務経理課 係長 芳賀幸司 平田村総務課 課長 吉田政吉 平田村総務課 課長補佐兼政策情報係長 瀬谷貴之 平田村総務課 政策情報係副主査 舟山 亮
オブザーバー	復興庁復興特区班 参事官 本位田拓 復興庁福島復興局特区班 参事官 石山治之 復興庁福島復興局特区班 主査 熊谷総一郎

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ（平田村総務課長）
- 3 出席者紹介
- 4 経過説明
- 5 平田村復興推進協議会の設置について
- 6 議 事
 - （1）平田村復興推進計画（案）について
（復興特区支援利子補給金事業）
 - （2）その他
- 7 閉 会

【議事概要】

◎あいさつ（吉田総務課長）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

さて、東日本大震災後、本村においては、ほとんどの復旧作業を終え、復興に向け進んでいるところであります。本日は、復興特区利子補給金制度を活用するにあたり、村復興推進計画の策定についてご協議いただくため、お集まりいただきました。村内の産業の活性化及び雇用の創出につながる重要な案件でございますので、慎重なご審議をお願いします。

◎出席者紹介（事務局）

（別紙出席者名簿により紹介）

◎経過説明（事務局）

それでは、事務局よりこれまでの経過についてご説明させていただきます。

この度、本村西山字煙石地内で操業しております、三進金属工業（株）福島工場において、産業用スチールラック等の製造にかかる設備の新增設を行うことに伴い、この事業に要する資金の貸付について、復興特区法に基づく「復興特区支援貸付事業」を、本村の復興推進計画に位置付けることとし、資金の貸付を行う金融機関が復興特区支援利子補給金の支給を受ける計画を策定するものです。

この「復興特区支援貸付事業」に関する復興推進計画を国に認定申請するにあたっては、復興特区法の規定により「復興推進協議会」を設置し、その中で復興推進計画の内容について協議を行う必要があります。

協議会の構成員としては、復興推進計画の策定主体である平田村、関係地方公共団体である福島県、事業実施主体、利子補給金の支給を受ける金融機関となりました。本日、皆様にお集まりいただいたところです。

◎平田村復興推進協議会の設置について（事務局）

本村では、今回初めての復興推進計画の認定申請を国に行うことになります。計画の策定にあたり復興推進協議会の設置が必須になりますことから、別紙1のとおり平田村復興推進協議会設置要綱を新たに制定させていただきましたので、内容を説明させていただきます。

協議会の構成員は、要綱第3条の規定にあります別表のとおりで、先ほど申し上げました各関係者となり、第2条に規定する事項について協議検討いただくことになります。

また、第4条第1項ですが、協議会の会長については、平田村総務課長ということでご了解いただきたいと思います。なお、本協議会の会議ですが、第5条第2項

の規定により、構成員の半数以上の出席で成立となりますので、本日の会議は成立することを併せてご報告します。

◎議事

続きまして、議事に入りますが、設置要綱第5条の規定により、会議の議長を平田村総務課長にお願いします。

○議長

それでは、議事に入ります。「(1) 平田村復興推進計画(案)について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、「平田村復興推進計画(案)」についてご説明いたします。

(以下、資料2「平田村復興推進計画(案)」により内容説明)

○議長

只今説明がありました「平田村復興推進計画(案)」について、ご意見等をお伺いします。

○出席者(全員)

(特に意見なし)

○議長

ご意見がないようですので、「平田村復興推進計画(案)」について、原案のとおり決定してよろしいですか。

○出席者(全員)

異議なし

○議長

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

○議長

続きまして、「(2) その他」、何かございましたらお願いします。

○事務局

復興推進協議会を組織した場合は、その旨を公表することとなっておりますので、村のホームページにおいて、本日決定いただきました復興推進計画等と併せ公表させていただきます。

以上